

# 保険の ひまは

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

## ボランティア活動保険の「ケガの補償」について 「ケガの補償」の“急激かつ偶然な外来の事故”とは、どのようなことですか？

全社協のボランティア活動保険には、「ケガの補償」と「賠償責任の補償」がありますが、「ケガの補償」の説明には、「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」と書かれています。それでは、この「急激・偶然・外来」とはどのようなことなのでしょう？今回は、みなさまから日頃よくご質問をいただく、この「急激・偶然・外来」という3つのポイントについてご説明します。



### 「ケガの補償」の急激・偶然・外来とは？

#### 急激とは・・

事故が突発的で、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫し、時間的にも間隔がない状態をいいます。例えば、階段から誤って転落し、骨折をしたような場合は急激な状態といえますが、「靴ずれ」や「しもやけ」などは、継続的な状態が続くことによって発生しますので、急激であるとはいえ、補償の対象にはなりません。

#### 偶然とは・・

原因または結果の発生を予め予測できない状態をいいます。言い換えれば、原因が偶然であること、または結果が偶然であること、或いは原因も結果も偶然であることが要件となります。従って、結果が十分に予見できる場合は、偶然の事故とはいえず補償の対象とはなりません。

#### 外来とは・・

外来とは、発生の原因がケガをされた方の身体に内在するものではなく、身体の外部からの作用によって受傷した状態をいいます。交通事故などの場合を例にすると、自動車に衝突されて身体の外部から大きな衝撃を受けることによって骨折などのケガをした状態をいいます。

3つの要件このように「ケガの補償」は、これら3つの要件全てに該当しなければお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、全社協のボランティア活動保険は、いわゆる「ケガ」といわれる傷害以外にも、下記の通り補償の範囲を拡大しています。詳しくは、ボランティア活動保険のパンフレットをご参照ください。

- 食中毒
  - ①細菌性食中毒(O-157など)
  - ②自然毒による食中毒(キノコ毒など)
  - ③化学物質による食中毒(有毒ガスなど)
  - ④ウィルス性食中毒(ノロウィルスなど)

- 特定感染症 感染症予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)によって分類された、一類感染症、二類感染症、三類感染症。

- 熱中症 日射病、熱射病によって身体に障害を被った場合。